

# 評議員会会議資料

(平成30年度第1回)

(定時評議員会)

平成30年6月28日(木)

社会福祉  
法人 神栖市社会福祉協議会

平成30年度第1回神栖市社会福祉協議会評議員会  
(定時評議員会) 次第

日 時：平成30年6月28日(木)

午前10時00分～

場 所：神栖市保健・福社会館

1. 会議適正審査報告

2. あ い さ つ

3. 議 長 選 出

4. 議事録署名人選任

5. 議 事

議案第1号 補欠役員の選任について

議案第2号 平成29年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認について

6. 閉 会

議案第1号

補欠役員の選任について

<提案理由>

現在理事である 岡野一男氏、田松庄太郎氏について、選出母体である神栖市行政委員連絡協議会内の役職交替により、後任理事を選任する必要があるため、定款第21条及び役員選任規程第2条の規定に基づき新たに役員を選任するものです。

別添の選任案について決議願います。

平成30年 6 月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

平成30年 6 月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
平成30年度 第1回 評議員会

理事選任案

前任者氏名 (就任期間)	後任理事選任案	
	氏名	選出区分、所属・役職等
岡野 一男 (H29.06.07～)	にしの みつまさ 西野 光政	神栖市行政委員連絡協議会 30 年度会計 (神栖地区行政委員)
田松 庄太郎 (H29.06.07～)	ふせ ひろのり 布施 博規	神栖市行政委員連絡協議会 30 年度会計 (西須田地区行政委員)

※ 任 期：平成30年 6 月28日から

平成31年度定時評議員会終結時まで（残任期間）

議案第2号

平成29年度神栖市社会福祉協議会事業報告及び決算の承認について

<提案理由>

定款第39条及び経理規程第57条の規定に基づき、平成29年度の事業及び決算について、別添「平成29年度事業報告書及び収支決算書」及び附属明細書のとおり作成し、5月22日に監事の監査を受け、6月1日開催の理事会で承認を受けましたので、ご審議の上承認願います。

平成30年6月28日 提出

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 石 田 進

平成30年6月28日 決議

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
平成30年度 第1回 評議員会

## <資料> 本会定款、規程等（抜粋）

### < 定 款（平成29年4月改訂） >

（評議員の定数）

第6条 この法人に評議員27名以上40名以内を置く。

（構 成）

第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権 限）

第12条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）予算及び事業計画の承認
- （5）計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録並びに事業報告の承認

（開 催）

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

（招 集）

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議 長）

第15条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

（決 議）

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

（議事録）

第17条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

（役員の数）

第18条 この法人には、次の役員を置く。

- （1）理事 15名以上18名以内
- （2）監事 2名

（役員資格）

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員を選任に関する規程は、別に定める。

(役員任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

#### < 役員選任規程 (平成29年4月 一部改訂) >

(理事)

第2条 理事は、評議員会において、概ね次の個人又は団体の中から選任し、会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業を営む団体の役員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者、社会福祉に関係のある団体の代表者もしくは代表者が推薦した者
- (5) 議会
- (6) 行政関係者

(欠員補充)

第5条 役員に欠員が生じた場合は、第2条又は第3条に規定するところにより選任する。

＜経理規程（平成 29 年 4 月 改正）＞

（会計年度、計算関係書類及び財産目録）

第 5 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次の計算書類及び第 3 項に定める附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| (1) 法人単位資金収支計算書及び資金収支内訳表 | (6) 事業区分貸借対照表内訳表 |
| (2) 法人単位事業活動計算書及び事業活動内訳表 | (7) 拠点区分資金収支計算書  |
| (3) 法人単位貸借対照表及び貸借対照表内訳表  | (8) 拠点区分事業活動計算書  |
| (4) 事業区分資金収支内訳表          | (9) 拠点区分貸借対照表    |
| (5) 事業区分事業活動内訳表          |                  |

3 附属明細書として作成する書類は下記とする。

- |                               |                                |
|-------------------------------|--------------------------------|
| (1) 基本財産及びその他の固定資産の明細書        | (10) 基本金明細書                    |
| (2) 引当金明細書                    | (11) 国庫補助金等特別積立金明細書            |
| (3) 拠点区分別 資金収支明細書             | (12) 積立金・積立資産明細書               |
| (4) 拠点区分別 事業活動明細書             | (13) 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用) |
| (5) 借入金明細書                    | (14) 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)  |
| (6) 寄附金収益明細書                  | (15) 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)   |
| (7) 補助金事業収益明細書                | (16) 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)      |
| (8) 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書        |                                |
| (9) 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書 |                                |

4 財務諸表、附属明細書及び財産目録は、消費税等の税込金額により記載する。

5 計算関係書類及び財産目録は電磁的記録をもって作成する。

6 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示する。

（計算関係書類及び財産目録の作成）

第 55 条 会計責任者は、第 5 条第 2 項に規定する計算関係書類及び財産目録案を作成し、会長に提出する。

（計算関係書類及び財産目録の監査）

第 56 条 会長は、計算関係書類及び財産目録を監事に提出する。

（計算関係書類及び財産目録の承認）

第 57 条 会長は、第 56 条の監査を受けた計算関係書類及び財産目録を理事会に上程し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の承認を受けた計算関係書類並びに監査報告を定時評議員会の招集通知に添付し、計算関係書類及び財産目録について承認を受けなければならない。

（計算関係書類及び財産目録の備置き）

第 58 条 会計責任者は、前条の理事会の承認を受けた計算関係書類及び財産目録並びに監査報告を、定時評議員会の 2 週間前の日から 5 年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 会計責任者は、計算関係書類及び財産目録並びに監査報告の写しを、定時評議員会の日の 2 週間前の日から 3 年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、計算関係書類が電磁的記録で作成されており、閲覧可能な措置を取っている場合は、この限りではない。